

事 務 連 絡
平成 2 2 年 8 月 1 3 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

食品衛生法第 2 6 条第 3 項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(韓国産養殖ヒラメの取扱い)

標記については、平成 2 2 年 3 月 3 0 日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、韓国政府からヒラメの養殖場等の新たな登録リストが提出されたことから、同事務連絡の別表 1 1 を別添のとおりとするので、御了知の上、関係業者への周知方よろしくお願いします。

なお、本日までに発行された韓国政府の証明書については、従前のリストを適用しても、差し支えないこととします。